

## 函館市難病患者地域支援対策推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、難病の患者とその家族（以下「患者等」という。）の療養上の不安解消を図るとともに、地域の関係機関と連携し、きめ細かな支援が必要な要支援難病患者（難病を主な要因とする身体の機能障害や長期安静の必要から日常生活に著しい支障がある在宅の難病患者で、保健、医療、福祉の分野にわたる総合的なサービスの提供を要する患者をいう。以下同じ。）に対する適切な在宅療養支援を行うことを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、市とする。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、患者等および保健、医療、福祉関係者等とする。

### (事業内容)

第4条 この事業の内容は次のとおりとする。

#### (1) 在宅療養支援計画策定・評価事業

ア 要支援難病患者に対し、個々の患者の実態に応じて、きめ細かな支援を行うため、対象患者別の在宅療養支援計画を作成し、適宜評価を行いその改善を図る。

イ 難病患者事例検討会を開催し、保健、医療、福祉関係者等と在宅療養支援計画の評価を行い、在宅療養支援計画の作成および評価を通して把握した課題等に関する講話を行う。

#### (2) 訪問相談事業

要支援難病患者やその家族（以下「要支援難病患者等」という。）が抱える日常生活上および療養上の悩みに対して、保健師や理学療法士等による訪問や在宅療養に必要な指導等を行う。

#### (3) 医療相談事業

患者等の療養上の不安の解消を図るため、地域の状況を勘案の上、患者等の利用のしやすさ、プライバシーの保護に配慮した会場を設

置し、難病に関する専門の医師、保健師、社会福祉士等による相談事業を実施する。

ア 患者等を対象に難病医療講演会・相談会を開催し、難病に関する専門の医師等による講演および保健師等による個別相談を実施する。

イ 患者等を対象に難病患者サポート教室を開催し、患者同士の交流機会の確保や療養上の指導を行うほか、保健師および理学療法士等による個別相談を実施する。

#### (4) 訪問指導（診療）事業

要支援難病患者等に対して、在宅療養に必要な医学的指導を行うため、専門の医師、対象者の主治医、保健師、看護師、理学療法士等による訪問指導（診療）班を構成し実施する。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年(2024年)6月27日から施行する。